

## 邑楽町中央公民館ホール愛称命名事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、邑楽町中央公民館のホール（以下「ホール」という。）を町民に広く愛され、親しまれるような施設とするため、ホールにふさわしい愛称の命名（以下「愛称命名」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(愛称の募集)

第2条 町長は、愛称命名の実施に当たり、あらかじめ町広報誌等を通じ、広くホールの愛称の案（以下「愛称案」という。）を公募するものとする。

(愛称の選考基準)

第3条 公募した愛称案は、次の各号に掲げる基準により選考するものとする。

- (1) 邑楽町の施設としてふさわしいものであること。
- (2) 邑楽町の生涯学習の拠点となるホールとしての特徴がイメージできるものであること。
- (3) 親しみやすく覚えやすいものであること。
- (4) 他の名称や商標などに類似していないものであること。
- (5) 応募者自身が創作した未発表のものであること。

2 町長は、別に定める愛称案の募集の期間が終了したときは、応募のあった愛称案について、邑楽町中央公民館ホール愛称選考委員会設置要綱（平成30年邑楽町要綱第27号）第1条の規定による邑楽町中央公民館ホール愛称選考委員会（以下「選考委員会」という。）に審査を依頼するものとする。

(愛称案の審査等)

第4条 選考委員会は、応募のあった愛称案を審査し、最終候補となる愛称案（以下「最終候補案」という。）を複数個選考する。

- 2 最終候補案を選考するための審査事項及び審査方法等は、選考委員会で決定するものとする。
- 3 選考委員会は、応募のあった愛称案について評価を行うために、当該愛称案の応募者から説明を受ける機会を設けることができる。
- 4 選考委員会は、応募のあった愛称案の審査（以下「審査」という。）及び

最終候補案の選考が終了したときは、速やかにその結果を町長に報告するものとする。

(審査結果の公表)

第5条 町長は、前条第4項の報告があったときは、審査の公正性、透明性及び客観性を示すため、審査の経過及び結果を公表するものとする。

(最終候補案による投票)

第6条 町長は、選考委員会で選考した最終候補案の中からホールの愛称を決定するに当たり、町民等の投票を実施するものとする。

2 前項の投票をすることができる町民等、投票の方法その他投票に関する事項は、町長が選考委員会に諮り別に定める。

(愛称の決定)

第7条 町長は、前条の投票（以下「投票」という。）が終了したときは、速やかに投票の結果を邑楽町中央公民館建設検討委員会設置要綱（平成24年邑楽町要綱第21号）第1条の規定による邑楽町中央公民館建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告するものとする。

2 検討委員会は、報告を受けた投票の結果を確認し、最多得票を得た最終候補案をホールの愛称と決定する。

(愛称の公表等)

第8条 町長は、ホールの愛称が決定されたときは、町広報誌等により当該決定されたホールの愛称を公表するものとする。

2 町長は、投票の公正性、透明性及び客観性を示すため、投票の結果を公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。